

伊 監 第 1 2 8 号
令和 2 年 11 月 5 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2(2020)年度に実施した定期監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

総合政策部		秘書課
	空港・広報戦略室	空港政策課
総務部	総務室	情報管理課
市民自治部	まちづくり室	市民課
健康福祉部	保健医療推進室	国保年金課
都市活力部	産業振興室	農業政策課

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局について、令和2(2020)年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

総合政策部		秘書課
	空港・広報戦略室	空港政策課
総務部	総務室	情報管理課
市民自治部	まちづくり室	市民課
健康福祉部	保健医療推進室	国保年金課
都市活力部	産業振興室	農業政策課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	<ul style="list-style-type: none">・事業運営上不合理な点はないか。・職務権限及び責任体制は明確になっているか。・職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	<ul style="list-style-type: none">・予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。・会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	<ul style="list-style-type: none">・調定の時期及び手続は適正か。・納入通知、収入消込等の事務は適正に行われているか。・徴収事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	<ul style="list-style-type: none">・支出負担行為は法令等に違反しないか。・支出目的、履行動を確認できる文書等が整備されているか。・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
⑤ 契約事務（委託、工事）について	<ul style="list-style-type: none">・適正な方法により契約を行っているか。・随意契約理由は適正か。・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執	<ul style="list-style-type: none">・支出対象及び支出金額は適正か。

行について	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金については、実績報告に基づく成果の確認が行われているか。
⑦ 規則（要綱）の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・財務事務を執行する根拠として適正か。 ・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・出納を遅滞なく正確に記録し、現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象所管ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な方法により実施しました。

なお、以下の施設について監査委員による現場実査を行いました。

秘書課	鴻臚館（伊丹市緑ヶ丘1丁目90番地）
-----	--------------------

第5 監査の日程

令和2年(2020年)8月18日～令和2年(2020年)10月19日

第6 監査の結果

監査対象部局の事務の執行体制、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

総合政策部 秘書課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

総合政策部（部長 1）

（秘書課）

課長	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
1	(なし)	1	1	1

2 事務分掌

（秘書課）

- (1) 市長および副市長の秘書に関すること。
- (2) 諸行事の総合調整に関すること。
- (3) 市長会等に関すること。
- (4) 渉外に関すること。
- (5) 伊丹市公館の管理運営に関すること。
- (6) 名誉市民および自治功労者等市民の表彰に関すること。

II 指摘事項

〔秘書課〕

1 財産管理について

(1) 伊丹市叙勲者友の会の会計について

伊丹市叙勲者友の会の事務局を秘書課が担い、同課職員により会計事務を行っています。令和2年4月から7月までの出納状況を確認したところ、調査日において、帳簿残高と現在高は一致していましたが、次のとおり改善すべき点がありましたので、適正な会計事務となるように改めてください。

① 立替払について

9件の支出のうち、職員の私費による立替払が4件ありました。立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。今後は、職員による立替払を行わずに済むように支出手続を見直し、事務を改善してください。

② 預金通帳と銀行印の保管について

当該団体の預金通帳と銀行印を同じ場所で保管していましたが、盗難等のリスク回避のため、各々を別の場所で保管してください。

総合政策部 空港・広報戦略室 空港政策課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

総合政策部 空港・広報戦略室（部長1 室長1）

（空港政策課）

課長 (室長兼務)	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
1	空港政策グループ	0	1	2

2 事務分掌

（空港政策課）

- (1) 航空機騒音に係る環境基準に関すること。
- (2) 航空機騒音防止・安全対策に関すること。
- (3) 空港周辺の整備およびまちづくりに関すること。
- (4) 航空機燃料譲与税に関すること。
- (5) 空港に係る機関との連絡調整に関すること。
- (6) 全国民間空港関係市町村協議会に関すること。
- (7) 大阪国際空港周辺都市対策協議会に関すること。
- (8) 航空機騒音に係る住民団体との連絡調整に関すること。

II 指摘事項

[空港政策課]

1 財産管理について

(1) 全国民間空港関係市町村協議会及び大阪国際空港周辺都市対策協議会の会計について

全国民間空港関係市町村協議会（以下「全民協」という。）及び大阪国際空港周辺都市対策協議会（以下「10市協」という。）の事務局を空港政策課が担い、同課職員により会計事務を行っています。令和2年4月から7月までの出納状況を確認したところ、調査日において、帳簿残高と現在高は一致していました。しかし、全民協の支出9件のうち4件に、また、10市協の支出4件のうち1件に職員の私費による立替払がありました。立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。

今後は、職員による立替払を行わなくて済むように支出手続を見直し、事務を改善してください。

総務部 総務室 情報管理課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

総務部 総務室（部長1 室長1）

（情報管理課）

課長	1	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
		住民情報グループ	1	2	0
		情報政策グループ	2	2	2

2 事務分掌

（情報管理課）

- (1) 情報化施策の総合的な企画、調整および推進に関すること。
- (2) 行政情報システムに係る助言および調整に関すること。
- (3) 電子計算機および情報通信ネットワークの管理および運用に関すること。
- (4) 情報セキュリティ対策の総括に関すること。

II 指摘事項

[情報管理課]

主として令和2年度の財務に関する事務について監査を実施しました。その結果、指摘事項はありません。

市民自治部 まちづくり室 市民課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

市民自治部 まちづくり室（部長1 室長1 主幹2）

（市民課）

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
	庶務・郵便グループ	2	6	3
	戸籍グループ	2	4	1
	窓口グループ	3	8	3
	マイナンバーグループ	0	1	17
	神津支所	1	0	0
	北支所	1	1	2
	西分室	1	1	1
	南分室	1	0	4
	野間分室	1	0	2

2 事務分掌

（市民課）

- (1) 住民基本台帳に関する事。
- (2) 印鑑登録に関する事。
- (3) 戸籍に関する事。
- (4) 外国人の在留関連事務に関する事。
- (5) 個人番号カードの交付等に関する事。
- (6) 市民課に係る手数料の徴収に関する事。
- (7) 埋火葬の許可に関する事。
- (8) 自動車の臨時運行に係る許可等に関する事。
- (9) 人口動態調査に関する事。
- (10) 就学通知の発行に関する事。
- (11) 電子署名に係る認証業務に関する事。
- (12) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定に関する事。
- (13) 民事・刑事処分の記録に関する事。
- (14) 人口調査に関する事。
- (15) 支所、分室、人権啓発センターおよび消費生活センターとの連絡調整に関する事。
- (16) 兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会伊丹支会に関する事。

神津支所、北支所、西分室、南分室および野間分室

- (1) 戸籍、住民基本台帳に関する届出および申請の受付ならびに諸証明の交付に関する事。
- (2) 印鑑登録の受付および印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (3) 個人番号カードの交付等に関する事。

- (4) 埋火葬の許可書の交付に関する事。
- (5) 国民健康保険に係る届出書の受付および資格確認書等の交付に関する事。
- (6) 国民年金に係る届出書の受付に関する事。
- (7) 税務諸証明の発行に関する事。
- (8) 汚物処理およびし尿ごみ処理の受付に関する事。
- (9) 就学通知の発行に関する事。
- (10) 町名変更に係る証明書の発行に関する事。
- (11) 市税（国民健康保険税を含む。）およびその付帯収入金の収納に関する事。
- (12) 介護保険料およびその付帯収入金の収納に関する事。
- (13) 後期高齢者医療保険料およびその付帯収入金の収納に関する事。
- (14) 手数料、使用料等およびその付帯収入金の収納に関する事。
- (15) 中小企業勤労者福祉共済掛金の収納に関する事。
- (16) 福祉施設等使用者の措置費等に係る徴収金の収納に関する事。
- (17) その他各種本庁事務の補助に関する事。

II 指摘事項

〔市民課〕

主として令和 2 年度の財務に関する事務について監査を実施しました。その結果、指摘事項はありません。

健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

健康福祉部 保健医療推進室（部長1 室長1）

（国保年金課）

課長 1	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
	給付・庶務グループ	1	7	3
	課税・資格グループ	2	5	3
	徴収グループ	1	6	6
	年金グループ	2	1	3

2 事務分掌

（国保年金課）

- (1) 保険税の調査、賦課および調定に関すること。
- (2) 保険税の徴収（有価証券の受託に関することを含む。）に関すること。
- (3) 保険税の減免に関すること。
- (4) 保険税の収入整理および収入報告に関すること。
- (5) 保険税の過誤納金の還付および充当に関すること。
- (6) 保険税の納税証明に関すること。
- (7) 保険税の滞納整理に関すること。
- (8) 保険税の徴収猶予および換価の猶予に関すること。
- (9) 保険税の徴収の執行停止および不納欠損処分に関すること。
- (10) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他被保険者に関すること。
- (11) 国民健康保険被保険者証の発行に関すること。
- (12) 国民健康保険被保険者資格証明書の発行に関すること。
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）第203条に規定する事務に関すること。
- (14) 伊丹市国民健康保険運営協議会に関すること。
- (15) 介護保険事業に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (16) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療の支給に関すること。
- (17) 保健事業に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (18) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に関すること。
- (19) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に関すること。
- (20) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に関すること。
- (21) 室内の庶務に関すること。

II 指摘事項

[国保年金課]

1 収入事務について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免については、「伊丹市国民健康保険税条例第 25 条」及び「伊丹市国民健康保険税の減免に関する規則第 2 条」並びに「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る伊丹市国民健康保険税の減免に関する要綱」に基づき実施しています。

当該減免については、主たる生計維持者の前年度の所得と世帯全体の前年度の所得に基づき減免額が算定されますが、減免額の算定時に前年度の所得金額を誤って記載したことにより、減免額が誤っているものが 1 件ありました。

再度確認の上、正しい減免額となるように処理を行い、今後は適切な事務を行ってください。

(2) 未成年者のみで構成される世帯、刑事施設等に収容されている被保険者に係る国民健康保険税の減免について

国民健康保険税の減免については、「伊丹市国民健康保険税条例第 25 条」及び「伊丹市国民健康保険税の減免に関する規則（以下「減免規則」という。）第 2 条」並びに「国民健康保険税減免取扱要綱」に基づき実施しています。

未成年者のみで構成される世帯、刑事施設等に収容されている被保険者に係る国民健康保険税についての減免は要綱に規定がなく、減免規則第 2 条第 9 号「市長において特に必要があると認められる者」を根拠に課長の専決事項として減免の決裁が行われていました。

伊丹市事務分掌規則によると「収入の減免申請の処理の承認または決定」について「条例、規則等で減免基準が定められているもののうち個別の判断を要するもの」は部長の専決事項となっています。よって減免規則第 2 条第 9 号を根拠に減免をする場合は、部長決裁が必要となります。

正しい決裁権者まで決裁を受けるように事務を改めてください。また、必要に応じて当該減免について要綱に規定することを検討してください。

(3) 国民健康保険税減免の決裁について

国民健康保険税の減免の決裁について確認したところ、「国民健康保険税減免

取扱要綱」に基づく減免について、全ての決裁に減免の根拠規定と減免額が明記されていませんでした。また、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る伊丹市国民健康保険税の減免に関する要綱」に基づく減免についても、全ての決裁に減免の根拠規定が明記されていませんでした。

減免根拠と減免額を明らかにし、適切な事務を行ってください。

2 支出事務について

(1) 会計年度任用職員の超過勤務手当の支給誤りについて

国保年金課の会計年度任用職員の令和 2 年 4 月から 7 月までの超過勤務命令書 10 件及び週休日等の振替簿を確認したところ、週休日等の勤務の振替に係る超過勤務命令書の作成漏れが 1 件、記入誤りが 2 件あり、計 3 件について精算が必要でした。

再度確認の上、精算処理を行うとともに、集計事務のチェック体制の見直しを行い、今後は適切な事務処理を行ってください。

(2) 国民健康保険税督促状封入・封緘作業委託について

国民健康保険税督促状封入・封緘作業について、毎年度見積合わせを行い、単価契約により業務委託をしています。令和 2 年度の当該業務にかかる支出負担行為決議書を確認したところ、4 月に実施された業務については前年度の契約単価により支出を行っていました。

国保年金課に確認したところ、平成 31 年度の契約において、令和 2 年 4 月分の業務については平成 31 年度の契約単価を使用して単独随意契約を行う旨の条件を付していたことによるものでした。

しかし、当該業務は毎年度見積合わせにより業者決定を行うため、必ずしも契約相手方が同一業者とは限らず、単年度ごとの契約として上記条件を付す契約は適切とは言えません。さらに、予算単年度主義に照らしても、前年度の契約を根拠に予算執行することはできません。

今後は、契約内容を見直し、適切な事務処理を行って下さい。

3 財産管理について

(1) 備品の管理について

国保年金課で所管する備品のうち、現物がないものが重要物品で 1 件、その他の備品で 4 件ありました。これは取得年数の古いパーソナルコンピューターを既に廃棄していたものの、備品台帳上の廃棄手続が行われていなかったことに

よるものです。

伊丹市会計規則第 106 条第 2 項には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳を適切に管理する必要があります。特に重要物品については、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。

既に廃棄しているものについては廃棄手続を行い、備品台帳を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

都市活力部 産業振興室 農業政策課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和2年(2020年)8月1日現在）

都市活力部（部長1 室長1）

（農業政策課）

課長	1	グループ名	主査	事務職員	会計年度任用職員
		農業政策課	1	3	2

2 事務分掌

（農業政策課）

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 農業計画に関すること。
- (3) 農業の経営指導に関すること。
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地の管理に関すること。
- (5) 農産物の伊丹市公設市場への出荷促進に関すること。
- (6) 植物の防疫指導に関すること。
- (7) 農業家畜の保健指導に関すること。
- (8) 農業団体の育成指導に関すること。
- (9) 水田営農の活性化に関すること。
- (10) 伊丹市家庭菜園地の管理運営に関すること。
- (11) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済の加入推進に関すること。
- (12) 鳥獣の飼養登録および有害鳥獣の捕獲許可等に関すること。
- (13) 土地改良事業の施行の認可等に関すること。
- (14) 農作物に害を加えるおそれがある生物の防除等に関すること。
- (15) 鳥インフルエンザ対策の企画および総合調整に関すること。
- (16) 農業委員候補者選考委員会に関すること。
- (17) 公設市場に関すること。
- (18) 農業生産に関する情報の収集および提供に関すること。
- (19) 食および農に関する市民への啓発に関すること。

II 指摘事項

[農業政策課]

1 財産管理について

(1) 任意団体の会計について

農業政策課は、伊丹市農会長会、伊丹市園芸協会、伊丹市農業再生協議会、伊丹市農業祭実行委員会の4団体の事務局を担い、同課職員により会計事務を行っています。令和2年4月から7月までの各団体の出納状況を確認したところ、

調査日において、帳簿残高と現在高は一致していました。しかし、伊丹市農業再生協議会を除く 3 団体の支出事務において、合計 11 件の支出のうち、職員の私費による立替払が 7 件ありました。立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。

今後は、職員による立替払を行わなくて済むように支出手続を見直し、事務を改善してください。